

大阪府食育推進ネットワーク会議設置要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）の本旨に基づき、行政、地域団体、健康福祉・農林水産及び教育分野等の各関係機関・団体が協働して大阪府の食育推進に取り組むために、健康おおさか21推進府民会議のもとに大阪府食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、ネットワーク会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第2次大阪府食育推進計画の推進に関すること
- (2) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体の代表者等をもって組織する。

（会長等）

第4条 ネットワーク会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを選出する。

- 2 ネットワーク会議に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

- 2 ネットワーク会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 ネットワーク会議の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課が行う。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月25日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月24日から実施する。

大阪府食育推進ネットワーク会議団体名簿 (50音順)

1	一般社団法人大阪外食産業協会
2	社団法人大阪司厨士協会
2	公益社団法人大阪食品衛生協会
3	近畿百貨店協会
4	一般社団法人大阪府医師会
5	大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会
6	公益社団法人大阪府栄養士会
7	公益財団法人大阪府学校給食会
8	大阪府学校保健会
9	大阪府漁業協同組合連合会
10	一般社団法人大阪府歯科医師会
11	大阪府市長会
12	大阪府小学校長会
13	大阪府食生活改善連絡協議会
14	一般社団法人大阪府食品産業協会
14	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟
15	大阪府生活協同組合連合会
16	一般社団法人大阪府畜産会
17	大阪府町村長会
18	一般社団法人大阪府調理師会
19	大阪府農業会議
20	大阪府農業協同組合中央会
21	大阪府「農の匠」の会
22	大阪府PTA協議会
23	大阪府保育士会
24	公益財団法人大阪府保健医療財団大阪がん循環器病予防センター
25	大阪府保健所長会
26	大阪ヘルシー外食推進協議会
27	NPO法人関西消費者連合会
28	管理栄養士養成施設
29	近畿農政局 大阪地域センター
30	健康おおさか21・食育推進企業団
31	日本チェーンストア協会関西支部
32	公益財団法人フィットネス21事業団